

第1051号（平成30年3月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局環境施設課】	5
△	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則【総務局コンプライアンス推進課】	6
△	横浜市職員厚生会に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	7
△	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則及び母子保健法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】	8
△	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則等の一部を改正する規則【健康福祉局障害福祉課】	14
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保健事業課】	15
△	横浜市都市計画法施行細則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】	17
△	横浜市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】	20
△	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】	24

【告示】

△	公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	25
△	中区新山下三丁目及び本牧元町における街区の変更【市民局窓口サービス課】	26
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども家庭課】	29
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	30
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	32
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	34
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	35
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	36
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	38
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	39
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	41
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	47
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	48
△	生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】	52
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	55
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	56
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	57
△	同 【健康福祉局障害企画課】	58
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	59

△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	60
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	61
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	62
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】	63
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	64
△ 同【建築局都市計画課】	65
△ 横浜国際港都建設計画土地地区画整理事業の決定【建築局都市計画課】	66
△ 同【建築局都市計画課】	67
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【建築局都市計画課】	68
△ 同【建築局都市計画課】	69
△ 同【建築局都市計画課】	70
△ 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更【建築局都市計画課】	71
△ 横浜国際港都建設計画区域区分の変更【建築局都市計画課】	72
△ 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更【建築局都市計画課】	74
△ 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更【建築局都市計画課】	75
△ 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更【建築局都市計画課】	76
△ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】	77
△ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】	79
△ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】	81
△ 横浜国際港都建設計画臨港地区の変更【建築局都市計画課】	83
△ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】	84
△ 横浜国際港都建設計画公園の変更【建築局都市計画課】	86
△ 同【建築局都市計画課】	87
△ 市道路線の認定【道路局路政課】	88
△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	90
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	92
△ 市道区域の決定【道路局路政課】	94
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	95
△ 県道区域の変更【道路局路政課】	96
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	97
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	104
△ 横浜港臨港地区内の分区の指定の一部改正【港湾局政策調整課】	106
△ 横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	108
△ 同【港湾局管財第一課】	109
△ 横浜市港湾施設使用条例第12条第1号ウに基づく岸壁の指定の一部改正【港湾局管財第一課】	110
[公告]	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	111

△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	112
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	114
△	同【経済局産業立地調整課】	116
△	同【経済局産業立地調整課】	118
△	同【経済局産業立地調整課】	119
△	同【経済局産業立地調整課】	121
△	対象事業の承継の届出【環境創造局環境影響評価課】	123
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	124
△	排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】	125
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	126
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	127
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	128
△	同【建築局調整区域課】	129
△	同【建築局調整区域課】	130
△	同【建築局調整区域課】	131
△	同【建築局調整区域課】	132
△	同【建築局調整区域課】	133
△	同【建築局調整区域課】	134
△	同【建築局調整区域課】	135
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	136
△	同【建築局調整区域課】	137
△	同【建築局市街地建築課】	138
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	139
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	140
△	同【建築局建築指導課】	141
△	同【建築局建築指導課】	142
△	同【建築局建築指導課】	143
△	土地区画整理組合の設立の認可【都市整備局市街地整備推進課】	144
△	川和町駅周辺西地区土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る図書の縦覧【都市整備局市街地整備推進課】	145
[達]		
△	フレックスタイム制の試行対象職員の勤務時間の特例に関する規程【総務局労務課】	146
△	新採用職員研修を受ける職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局人材開発課】	148
△	横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正【総務局行政・情報マネジメント課】	149
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	152
[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】	153
[水道局]		
△	水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	154
[交通局]		
△	横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程【高速鉄道本部営業課】	157
△	横浜市高速鉄道運賃条例施行規程及び横浜市高速鉄道・乗合自動車共通 1 日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	175

△ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	180
△ 共通回数券及び共通定期券の発売場所及び実施区間等の一部改正【自動車本部営業課】	222
△ 定期乗車券の様式【自動車本部営業課】	223
[医療局病院経営本部]	
△ 市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【脳卒中・神経脊椎センター総務課】	226
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	229
[区選挙管理委員会]	
△ 投票区の設置の一部改正【戸塚区】	231
[監査委員]	
△ 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表【財務監査課】	232

横浜市告示第98号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
上郷町深田特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
栄区上郷町地内

横浜市告示第99号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した

。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
上郷町石原特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
栄区上郷町及び東上郷町地内

横浜市告示第100号

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画土地区画整理事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画土地区画整理事業
川向町南耕地地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
都筑区川向町及び東方町地内

横浜市告示第 101 号

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画土地区画整理事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画土地区画整理事業
川和町駅周辺西地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
都筑区川和町地内

横浜市告示第 102 号

横浜国際港都建設計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画地区計画を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地区計画
恩田駅南地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
青葉区あかね台一丁目及び恩田町地内

横浜市告示第 103 号

横浜国際港都建設計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画地区計画を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地区計画
栄上郷町地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
栄区上郷町地内

横 浜 市 告 示 第 104 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 を 次 の と お り 決 定 し た。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る。

平 成 30 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
泉 ゆ め が 丘 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
泉 区 和 泉 町 及 び 下 飯 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 105 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 計 画 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保
全 の 方 針 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市
計 画 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 の 方 針 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

平 成 30 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 計 画 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 の 方
針

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

横 浜 都 市 計 画 区 域 の 区 域

横浜市告示第106号

横浜国際港都建設計画区域区分の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画区域区分を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区小野町、獅子ヶ谷三丁目、末広町、生麦四丁目及び生麦五丁目地内、神奈川区片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、三枚町、菅田町、羽沢町、羽沢南一丁目、羽沢南二丁目及び羽沢南四丁目地内、中区南本牧地内、港南区港南台九丁目、下永谷四丁目、下永谷五丁目、野庭町、日限山一丁目及び日野南五丁目地内、保土ヶ谷区新井町、今井町、岡沢町、上菅田町、狩場町、川島町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、境木町、常盤台、東川島町、法泉一丁目、法泉三丁目及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、今宿南町、小高町、金が谷、金が谷二丁目、上川井町、上白根町、川井宿町、川島町、左近山、三反田町、都岡町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、中沢二丁目、西川島町、万騎が原、南本宿町、矢指町及び若葉台一丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東五丁目、柴町、能見台一丁目、東朝比奈一丁目、東朝比奈三丁目及び谷津町地内、港北区北新横浜二丁目、小机町、新吉田町、高田町、高田西三丁目、鳥山町及び新羽町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居町、鴨居七丁目、北八朔町、小山町、寺山町、長津田町、長津田一丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、長津田みなみ台一丁目及び白山四丁目地内、青葉区あかね台一丁目、市ヶ尾町、荏子田三丁目、荏田町、大場町、恩田町、鴨志田町、寺家町、下谷本町、すみよし台、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、奈良町、奈良一丁目、藤が丘一丁目及び元石川町地内、都筑区あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久

保東二丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、荏田東四丁目、荏田南四丁目、大熊町、大棚町、折本町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一丁目、早渕二丁目、東方町、東山田町、東山田三丁目、南山田町、南山田二丁目及び南山田三丁目地内、戸塚区上倉田町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、小雀町、名瀬町、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿五丁目、東俣野町、深谷町、舞岡町、俣野町、南舞岡一丁目、南舞岡三丁目及び吉田町地内、栄区金井町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷四丁目、田谷町、長尾台町及び本郷台五丁目地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田西四丁目、中田南五丁目、緑園三丁目及び緑園五丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷三丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目、本郷四丁目、宮沢三丁目及び目黒町地内

横浜市告示第 107 号

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市再開発の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

横 浜 市 告 示 第 108 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 住 宅 市 街 地 の 開 発 整 備 の 方 針 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 住 宅 市 街 地 の 開 発 整 備 の 方 針 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する 。

平 成 30 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 住 宅 市 街 地 の 開 発 整 備 の 方 針
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
横 浜 都 市 計 画 区 域 の 区 域

横浜市告示第109号

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防災街区整備方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針

2 都市計画を定める土地の区域

横浜都市計画区域の区域

横浜市告示第110号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区小野町、獅子ヶ谷三丁目、末広町、生麦四丁目及び生麦五丁目地内、神奈川区片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、三枚町、菅田町、羽沢町、羽沢南一丁目、羽沢南二丁目及び羽沢南四丁目地内、中区南本牧地内、港南区港南台九丁目、下永谷四丁目、下永谷五丁目、野庭町、日限山一丁目及び日野南五丁目地内、保土ヶ谷区新井町、今井町、岡沢町、上菅田町、狩場町、川島町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、境木町、常盤台、東川島町、法泉一丁目、法泉三丁目及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、今宿南町、小高町、金が谷、金が谷二丁目、上川井町、上白根町、川井宿町、川島町、左近山、三反田町、都岡町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、中沢二丁目、西川島町、万騎が原、南本宿町、矢指町及び若葉台一丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東五丁目、柴町、能見台一丁目、東朝比奈一丁目、東朝比奈三丁目及び谷津町地内、港北区北新横浜二丁目、小机町、新吉田町、高田町、高田西三丁目、鳥山町及び新羽町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居町、鴨居七丁目、北八朔町、小山町、寺山町、長津田町、長津田一丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、長津田みなみ台一丁目及び白山四丁目地内、青葉区あかね台一丁目、市ヶ尾町、荏子田三丁目、荏田町、大場町、恩田町、鴨志田町、寺家町、下谷本町、すみよし台、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、奈良町、奈良一丁目、藤が丘一丁目及び元石川町地内、都筑区あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久

保東二丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、荏田東四丁目、荏田南四丁目、大熊町、大棚町、折本町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一丁目、早渕二丁目、東方町、東山田町、東山田三丁目、南山田町、南山田二丁目及び南山田三丁目地内、戸塚区上倉田町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、小雀町、名瀬町、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿五丁目、東俣野町、深谷町、舞岡町、俣野町、南舞岡一丁目、南舞岡三丁目及び吉田町地内、栄区金井町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷四丁目、田谷町、長尾台町及び本郷台五丁目地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田西四丁目、中田南五丁目、緑園三丁目及び緑園五丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷三丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目、本郷四丁目、宮沢三丁目及び目黒町地内

横浜市告示第 111 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区小野町、獅子ヶ谷三丁目、末広町、生麦四丁目及び生麦五丁目地内、神奈川区片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、三枚町、菅田町、羽沢町、羽沢南一丁目、羽沢南二丁目及び羽沢南四丁目地内、中区南本牧地内、港南区港南台九丁目、下永谷四丁目、下永谷五丁目、野庭町、日限山一丁目及び日野南五丁目地内、保土ヶ谷区新井町、今井町、岡沢町、上菅田町、狩場町、川島町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、境木町、常盤台、東川島町、法泉一丁目、法泉三丁目及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、今宿南町、小高町、金が谷、金が谷二丁目、上川井町、上白根町、川井宿町、川島町、左近山、三反田町、都岡町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、中沢二丁目、西川島町、万騎が原、南本宿町、矢指町及び若葉台一丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東五丁目、柴町、能見台一丁目、東朝比奈一丁目、東朝比奈三丁目及び谷津町地内、港北区北新横浜二丁目、小机町、新吉田町、高田町、高田西三丁目、鳥山町及び新羽町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居町、鴨居七丁目、北八朔町、小山町、寺山町、長津田町、長津田一丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、長津田みなみ台一丁目及び白山四丁目地内、青葉区あかね台一丁目、市ヶ尾町、荏田町、大場町、恩田町、鴨志田町、寺家町、下谷本町、すみよし台、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、奈良町、奈良一丁目、藤が丘一丁目及び元石川町地内、都筑区あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保東二丁目、牛

久保東三丁目、荏田東町、荏田東四丁目、荏田南四丁目、大熊町、大棚町、折本町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一丁目、早渕二丁目、東方町、東山田町、東山田三丁目、南山田町、南山田二丁目及び南山田三丁目地内、戸塚区上倉田町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、小雀町、名瀬町、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿五丁目、東俣野町、深谷町、舞岡町、俣野町、南舞岡一丁目、南舞岡三丁目及び吉田町地内、栄区金井町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷四丁目、田谷町、長尾台町及び本郷台五丁目地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田西四丁目、中田南五丁目、緑園三丁目及び緑園五丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷三丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目、本郷四丁目、宮沢三丁目及び目黒町地内

横浜市告示第 112 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区小野町、獅子ヶ谷三丁目、末広町、生麦四丁目及び生麦五丁目地内、神奈川区片倉二丁目、片倉三丁目、三枚町、菅田町、羽沢町、羽沢南一丁目及び羽沢南二丁目地内、中区南本牧地内、港南区港南台九丁目、下永谷四丁目及び日限山一丁目地内、保土ヶ谷区新井町、今井町、岡沢町、狩場町、川島町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、境木町、常盤台、東川島町、法泉一丁目、法泉三丁目及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿南町、上川井町、上白根町、川島町、都岡町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、西川島町及び若葉台一丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区朝比奈町、柴町、能見台一丁目及び東朝比奈三丁目地内、港北区北新横浜二丁目、小机町、新吉田町、高田町、高田西三丁目、鳥山町及び新羽町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居町、北八朔町、小山町、寺山町、長津田町、長津田一丁目、長津田六丁目及び長津田七丁目地内、青葉区あかね台一丁目、市ヶ尾町、荏田町、大場町、恩田町、鴨志田町、寺家町、下谷本町、すみよし台、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、奈良町、奈良一丁目及び元石川町地内、都筑区池辺町、大熊町、折本町、川和町、東方町、東山田町、東山田三丁目、南山田町及び南山田三丁目地内、戸塚区上倉田町、汲沢町、小雀町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町、舞岡町、俣野町及び吉田町地内、栄区金井町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷四丁目、田谷町、長尾台町及び本郷台五丁目地内、泉区和泉が丘一丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁

目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目及び中田南五丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷三丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目、本郷四丁目、宮沢三丁目及び目黒町地内

横 浜 市 告 示 第 113 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 臨 港 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 臨 港
地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

平 成 30 年 3 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 臨 港 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

中 区 南 本 牧 地 内

横浜市告示第114号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画緑化地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、三枚町、菅田町、羽沢町、羽沢南一丁目及び羽沢南四丁目地内、港南区港南台九丁目、下永谷四丁目、下永谷五丁目、野庭町、日限山一丁目及び日野南五丁目地内、保土ヶ谷区新井町、今井町、岡沢町、上菅田町、狩場町、川島町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、境木町、常盤台、東川島町、法泉一丁目、法泉三丁目及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、今宿南町、小高町、金が谷、金が谷二丁目、上川井町、上白根町、川井宿町、川島町、左近山、三反田町、都岡町、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、中沢二丁目、西川島町、万騎が原、南本宿町、矢指町及び若葉台一丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東五丁目、柴町、能見台一丁目、東朝比奈一丁目、東朝比奈三丁目及び谷津町地内、港北区新吉田町、高田町、高田西三丁目及び新羽町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居町、鴨居七丁目、北八朔町、小山町、寺山町、長津田町、長津田一丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、長津田みなみ台一丁目及び白山四丁目地内、青葉区あかね台一丁目、市ヶ尾町、荏田町、大場町、恩田町、鴨志田町、寺家町、下谷本町、すみよし台、たちばな台一丁目、たちばな台二丁目、奈良町、奈良一丁目、藤が丘一丁目及び元石川町地内、都筑区あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、荏田東四丁目、荏田南四丁目、大圃町、折本町、勝田町、川和町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東

一丁目、早渕二丁目、東方町、東山田町、東山田三丁目、南山田町、南山田二丁目及び南山田三丁目地内、戸塚区上倉田町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、小雀町、名瀬町、原宿一丁目、原宿二丁目、原宿五丁目、東俣野町、深谷町、舞岡町、俣野町、南舞岡一丁目、南舞岡三丁目及び吉田町地内、栄区金井町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷四丁目、田谷町、長尾台町及び本郷台五丁目地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田南五丁目、緑園三丁目及び緑園五丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷三丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目、本郷四丁目及び宮沢三丁目地内

横浜市告示第 115 号

横浜国際港都建設計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画公園
7・3・1502号瀬上自然公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
栄区上郷町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし

横浜市告示第 116 号

横浜国際港都建設計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画公園
7・4・1503号上郷里山公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
栄区上郷町及び東上郷町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし